

「模擬裁判の成果と課題」(骨子)

1. 本資料の趣旨・性質

裁判員法の本格施行が迫ったことを踏まえ、近時の裁判官の研究会等における議論の状況を基に、最高裁判事局において、これまでに実施された模擬裁判及び模擬選任手続において得られた成果と裁判員裁判の実施に向けての課題について取りまとめたもの。

裁判員裁判実施後も、裁判所としては、裁判員として参加する国民が審理の内容を理解し、意見を述べるができること、合理的期間内に審理を終え、参加する国民の生活・経済面、精神面での負担をできるだけ少ないものにすること、刑事裁判の目的である真相の解明、被告人の権利保護の要請を満たすものであること、以上の3つの要請を満たすにはどうすることが最も適切かということを考え、具体的な手続の在り方を判断していくことになる。

本資料は、そのような場面における素材として活用してもらうことをも念頭に、裁判官の研究会等において多数を占めた見解・意見を中心とした現時点での考え方を取りまとめたものであり、最高裁判事局として何らかの指針を示したものではなく、マニュアルのように扱われるべきものでもない。

2. 本資料の概要

(1) 裁判員裁判における公判前整理手続、審理、評議及び判決の在り方

公判前整理手続の在り方

- ・ 当事者追行主義の下では、公判前整理手続における争点・証拠の整理も、第一次的には当事者のイニシアチブの下においてなされるべき。裁判所としては、当事者の訴訟戦略には介入しないという姿勢を堅持することが必要。
必要性が不明な主張・証拠については、裁判所が積極的に釈明権を行使することは否定されないが、当事者との信頼関係の下、争点・証拠の整理について議論を深め、当事者の納得を得ることを心掛けるべきであり、当事者が一定の必要性・合理性を説明している主張・証拠については、最終的には当事者の意向を尊重すべき。
- ・ 裁判員制度のもとでも、事案の真相解明は、審理期間の短縮以上に重要な課題であるから、事案の真相解明に必要な審理は尽くされるべき。
証拠の厳選に当たっては、証拠の点数を減らすことのみならず、事案の真相解明に必要な不可欠な証拠は何かなどといった観点から、証拠を整理することが肝要。立証は基本的には人証によって行われることが中心となるが、検察において工夫を重ねている簡にして要を得た供述調書を活用すること等も、事案や証拠の内容により、柔軟に考慮。

審理の在り方

- ・ 公判廷で当事者の噛み合った主張に即した立証により心証を形成できるような審理が行われなければならない。
- ・ 供述調書の取調べは、全文朗読又は限りなくこれに近い要旨の告知の方法によることになるが、裁判員に書証の内容を的確に理解してもらうためには、書証の内容自体が犯罪事実と重要な情状事実に即した簡にして要を得たものになっていること

が必要。他方、写真撮影報告書等の客観的な書証については、取調べに当たって、要旨の告知の方法を選択することも考慮。

- ・ 証人尋問は、供述調書を再現するためのものではなく冒頭陳述を立証するためのものであり、立証事項に即した簡にして要を得たものであることが必要。

評議の在り方

- ・ 当事者追行主義の下、「弁論を踏まえて論告を評価・検討し、検察官の主張する事実が合理的な疑いを容れない程度に認められるか」という観点から議論。
- ・ 量刑評議では、論告・弁論がそれぞれ全体として説得的なものとして評価できるかどうかを検討していくことになり、事件全体の構図・見方について、「論告が全面的に正しい」とか「弁論が全面的に正しい」という結果になることは稀であろう。
- ・ 裁判員に具体的な量刑意見を述べてもらうためには、量刑資料(量刑分布グラフ)は必須。ただし、裁判員に対しては、量刑資料はあくまでも参考資料であり、量刑分布グラフに示された量刑の幅に必ずしも縛られる必要がないことについては、適切に説明しておくべき。
- ・ 裁判官としては、裁判員の意見にも耳を傾け、裁判員との対話により、より説得力のある結論が導き出され得ることを常に念頭に置いて議論することが肝要。

判決の在り方

- ・ 評議終了後迅速に判決宣告に至る必要があり、判決宣告は基本的に判決書の草稿によってなされる。
- ・ 判決の内容は相応に実質を伴ったものである必要があるが、争点が整理され、当事者の主張立証も争点に即した簡にして要を得たものになることから、判決書には、通常、評議で議論したことの結果及びその理由を端的に示すことで足りよう。

(2) 裁判員等選任手続の運用の在り方

辞退事由の判断の在り方

- ・ 裁判員の義務性と国民の負担とのバランスに留意しつつ、個別事情に応じ、国民の社会経済生活の実態に沿う適切かつ柔軟な運用を行うべき。
- ・ 事前質問票にできるだけ具体的な事情を記載してもらうような工夫を行うなど、辞退事由が認められる場合には、国民の負担に配慮し、できる限り早期に辞退を認めるような運用をすべき。
- ・ 上記のような適切な辞退事由の判断の運用を実現すべく、国民の社会経済生活の実相等に係る参考資料の一層の充実と共有が重要。

選任手続期日における質問手続の運用の在り方

- ・ 裁判員法によれば、裁判員候補者に対する質問は、質問票の記載を前提に、欠格事由、就職禁止事由等のほか、不公平な裁判をするおそれがあるか及び辞退事由が認められるかを判断するために行われるもの。候補者が検察官又は被告人・弁護人に有利かどうかを見極めるという目的で質問をすることは許されないし、専ら人柄や能力等を探るためだけの質問も許されない。
- ・ 不公平な裁判をするおそれに関する質問については、裁判所は、まずは当日用質問票により事件関係者との特別な関係の有無や報道等を通じた事件情報の知識の有無と程度等に関する質問をした上、質問手続において、その回答を前提に、なお必要と認められる最小限の質問を行うということになる。